

「(仮称) 草津市認知症があっても  
安心なまちづくり条例」に  
規定すべき事項について

提案書 (案)

令和元年 10 月

草津市認知症施策推進会議

# 目 次

---

## 【条例に規定すべき事項について】

目的	P.1
定義	P.1
基本理念	P.2
各主体の役割	P.3
認知症に関する基本施策	P.6

## 目 的

この条例は、認知症施策に関する基本理念および施策を総合的かつ計画的に推進するにあたっての基本施策を定めるとともに、市民、事業者、地域組織、関係機関および市の役割を明らかにすることにより、認知症の人やその家族が安心して生活できるまちを実現することを目的とする。

## 考え方

本市では、平成25年度に草津市認知症施策アクション・プランを策定し、認知症の人やその家族を支える施策や啓発の推進、地域の中で支え合う体制の構築等に取り組んできました。これらの取組を基礎とし、「認知症があっても安心して生活できるまちの実現」に向けて、本条例を制定する目的を明確にします。

## 定 義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 市民 市内に居住、通勤もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。
- (4) 地域組織 町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された基礎的コミュニティやまちづくり協議会等、一定の地域に居住する者で構成された自治組織をいう。
- (5) 関係機関 医療、介護を提供する事業所およびその他認知症の人やその家族を支援する機関をいう。

## 考え方

本条例の目的を果たすためには、多様な主体が認知症を我が事として受けとめ、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けて、すべての主体が役割を果たす必要があることから、主要な区分でそれぞれの定義を明記します。

市民は、草津市市民参加条例第2条の規定に基づき、市内に居住する者だけでなく、市内に通勤・通学する者や市内で活動する者や団体における個人を示しています。

事業者は、市内で活動する事業所や活動団体を示しています。

地域組織は、「草津市協働のまちづくり条例」の基礎的コミュニティやまちづくり協議会等、地域の地縁組織の自治会や学区等の組織をイメージし、地域での組織力の発揮を期待しています。

関係機関は、病院、かかりつけ診療所、介護サービスを提供する事業所、地域包括支援センター等、医療・介護の専門の機関や、認知症の方やその家族を支える活動団体等を示しています。

## 基本理念

市、市民、事業者、地域組織、関係機関は、次に掲げる事項を基本理念として、認知症があっても安心なまちづくりに取り組むものとする。

- (1) 認知症の人とその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指すこと。
- (2) 認知症の人がその意思により、その有する力を最大限に活かしながら、安心・安全に社会参加できる地域づくりを目指すこと。
- (3) 各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して、認知症があっても安心なまちづくりを進めること。

## 考え方

◇「地域共生社会」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って、認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても、同じ社会でともに生きる社会という意味です。認知症を「我が事」と受け止め、住み慣れた地域で今までどおり活動・交流を続け、尊厳を持って暮らし続けることのできる社会の実現を目指します。

◇認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らしていくためには、認知症への理解を深め、本人が有する力を活かしながら、同じ社会の一員として、地域の中で生活することが必要です。そのためには、行政、市民、事業者、関係機関などの様々な主体が、それぞれの役割を相互連携のもと、自らの意思でまちづくりに取り組むことが求められています。

## 各主体の役割

(市民の役割)

- (1) 市民は、誰もが認知症に関わり、なり得るものとして捉え、認知症に対する正しい知識と、認知症の人とともに生きていくことへの理解を深めるよう努めるものとする。
- (2) 市民は、認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、交流や見守り等市民相互の支え合い活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- (3) 市民は、認知症の予防を含めた認知症への「備え」に努めるとともに、市、事業者、地域組織、関係機関が実施する認知症施策や取組に協力するよう努めるものとする。

## 考え方

- ◇認知症の人やその家族が、今までの暮らしを継続できる地域づくりを推進するためには、すべての人が認知症に関する正しい知識を持つことが最も大切となります。さらに、正しい知識に基づく理解や対応のもと、市民相互により支え合い活動に積極的に取り組むことが求められています。
- ◇運動不足の改善や、生活習慣病の予防、社会的孤立の解消や役割の保持が認知症予防に資する可能性があるとし唆されています。市民相互の支え合いは、支え手自らの介護予防にもつながります。
- ◇ここでいう「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味で、市民の方が我が事と捉え、すべての主体と連携し認知症施策に協力いただくことを明記しています。

(事業者の役割)

- (1) 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を講じ、認知症の人の特性に応じて適切な対応を行うよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、認知症の人およびその家族が働きやすい環境で就労が継続できるよう努めるとともに、認知症の人の特性に応じた配慮の下で、社会参加・活躍できる機会の創出に努めるものとする。
- (3) 事業者は、市、地域組織、関係機関が実施する認知症施策や取組に連携・協力するよう努めるものとする。

## 考え方

- ◇事業者は、認知症に関する正しい理解や対応を行う方針を持ち、従業員に対し、教育、認知症の特性に応じたやさしい対応をする環境を整備することを明記しています。日常生活の様々なシーンで正しい対応をいただくことで、認知症の人が地域で今までどおりの生活ができる一助となります。
- ◇事業者に、認知症の人や家族の就労の継続と認知症の人の特性に応じた就労への配慮や、介護状況に応じた配慮を求めています。さらに、認知症の人でも社会の一員として、その有する力を活かす役割（例えば、仕事の一部を担う、役割を持ってもらう等）、活躍できる場を提供するよう努めることを明記します。
- ◇可能な範囲において、事業者がこれらの役割を果たしていただくことで、認知症の人に住み良い環境が整えられることから、連携および協力していただくことを明記しています。

### （地域組織の役割）

- (1) 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人の見守りや、交流・活動できる居場所づくりなど、地域での支え合い活動やコミュニティづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。
- (2) 地域組織は、市、事業者、関係機関が実施する認知症施策や取組に協力するよう努めるものとする。

## 考え方

- ◇認知症の人やその家族が、生活に支障があったとしても、今までどおりの生活を継続していくためには、地域全体で支え合い、交流・見守る体制が必要です。草津市が今までからも推進してきた「地域サロン」をはじめとした「集える場所」を、交流や見守りが生まれるひとつの手段として進め、地域全体でのコミュニティづくりへの取組を推進します。
- ◇市民、事業者と同様に、可能な範囲において、それぞれの主体が行う取組に対して協力いただくことで、認知症があっても安心なまちを実現することができることから、協力いただくことを明記します。

(関係機関の役割)

- (1) 関係機関は、認知症に関する専門知識や技能の向上に努め、良質かつ適切なサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 関係機関は、認知症の人の状態に応じて、相互に連携して適切な支援を切れ目なく行うよう努めるものとする。
- (3) 関係機関は、市、事業者、地域組織が実施する認知症施策や取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

**考え方**

- ◇認知症の早期発見・早期対応、医療の提供等のための地域のネットワークの中で重要な役割を担う、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等に対し、関係機関それぞれの立場でできることを認識し、医療・介護の専門知識を要する組織として、認知症のケアの向上に常に努めることを明文化します。
- ◇認知症の早期発見・早期対応のためには、家族や地域の人と関係機関との連携が必要です。そのため、日頃からサービス事業所、地域包括支援センター、かかりつけ医等が相互に連携し、認知症の状態に合った適切な対応を切れることなく提供できる体制を整えることを明文化します。
- ◇専門機関の立場として地域や事業者等の取組に積極的に、協力することが求められています。

(市の役割)

- (1) 市は、この条例の目的を実現するため、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (2) 市は、認知症の人およびその家族の視点を尊重した、認知症に関する正しい知識や対応力を習得するための機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。
- (3) 市は、基本理念にのっとり、市民・事業者・地域組織・関係機関と連携・協働し、認知症があっても安心なまちづくりを推進するための取組を進めるとともに、必要な環境整備に努めるものとする。

**考え方**

- ◇市の役割は、条例の目的の実現に向け、認知症に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。
- ◇認知症施策推進大綱において、本人発信支援や、介護者への支援が規定されており、

本市で取り組む施策においても本人および家族の視点を尊重し、推進していく必要があります。

◇この条例の目的を実現するためには、あらゆる主体が、自主的に連携協働により実施することが求められており、市がその実現のための機会の提供や発信する中心的な役割を果たす必要があります。

## 認知症に関する基本施策

(行動計画の策定)

- (1) 市は、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、行動計画を定めるものとする。
- (2) 市は、行動計画に基づく施策の実施状況および効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すものとする。

### 考え方

◇認知症施策の総合的な推進のためには、施策を計画的に進めていく必要があります、そのための行動計画の策定を位置付けます。施策を効果的に推進するため、検証および見直し等の PDCA を明記します。

(啓発の推進および人材育成)

- (1) 市は、認知症の人やその家族の思いを発信するとともに、認知症に関する正しい知識と理解を深めることができるよう、必要な広報および啓発活動を行わなければならない。
- (2) 市は、認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーター養成を推進するものとする。
- (3) 市は、教育機関と協力して、子供・若者の認知症に関する理解促進を図るものとする。
- (4) 市は、関係機関と連携し、医療、介護従事者の認知症対応力向上の促進を図るものとする。

### 考え方

◇認知症を我が事と捉え、認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けるためには、市民をはじめとしたすべての主体が、正しい知識と理解を持って対応することが必要です。そのため、認知症の人やその家族が思いを発信し、正しい理解の浸透と



社会全体で支える必要性の啓発等を行います。

- ◇大綱でも正しい知識と理解を進めるための手段として、認知症サポーター養成講座を広めることや、サポーターを活動へつなぐ等の活躍の拡大が明記されており、周知の手段として明文化するものです。
- ◇特に、子供や若者への正しい知識の拡大に向けて、教育機関と協力することを明文化します。
- ◇医療・介護等に関わる者は、認知症の本人が有する力に目を向け、地域社会の中でなじみの環境を継続できるよう、支援していくことが重要です。認知症の方やその家族への現場での対応力の向上、容態に応じた適切なサービスの提供のため、関係機関と協力して質の向上を図ることを明記します。

(認知症予防の推進)

- (1) 市は、認知症の予防に有効とされる活動を行うための環境整備を進めるとともに、認知症予防に関する情報発信や啓発活動に努めるものとする。
- (2) 市は、地域組織が主体的に実施する認知症の予防を目的とした活動の支援に努めるものとする。

**考え方**

- ◇認知症の予防には、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が資する可能性があるとされています。草津市が今までから推進してきた「地域サロン」等、地域において認知症の予防を目的としたつどいの場等に対する支援を明記します。
- ◇運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防等、予防に関する根拠のある情報発信や啓発活動を行い、予防を促すとともに、国において研究された情報等に基づき必要な施策を講ずるものとする。

(地域づくりおよび社会参加の推進)

市は、認知症の人を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる地域づくりの支援に努めなければならない。

- (1) 地域における日頃からの声かけや見守り等を通じた、共生への意識の醸成と認知症状を早期に発見できる体制への支援
- (2) 認知症の人やその家族が、地域の一員として地域での交流を続けることができる環境づくりへの支援
- (3) 認知症の人を含むすべての人が社会での役割または生きがいを持ち、その有する力を最大限に活かせるような社会参加の場の確保への支援

## 考え方

- ◇認知症の人を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる共生社会の実現のためには、日頃からのコミュニケーションを通じて顔なじみの関係を構築しておくことが大切であり、ちょっとした変化から早期発見・早期対応にもつながります。そのために、地域での共生や見守りの意識を高めていくことが求められます。
- ◇認知症の人やその家族が社会的に孤立することなく、今まで通りの地域での交流が、本人の認知症状の緩和や生きがい、介護者支援に繋がることから、認知症の有無にかかわらず地域において高齢者が通える場等に対する支援を行います。
- ◇認知症の正しい理解や協力の下、認知症の人が、有する力を活かしながら、なじみの地域で役割と生きがいを持てるよう社会参加の場を確保することで、本人が希望を持って前向きに尊厳を持って生きることができる社会づくりを進めます。

(認知症の人およびその家族への支援)

- (1) 市は、認知症の人やその家族が気軽に相談できる体制や交流できる環境の整備に努めなければならない。
- (2) 市は、認知症の容態に応じた適時・適切な支援の実施に努めるとともに、早期発見・早期介入に向けて関係機関等との連携に努めなければならない。
- (3) 市は、認知症の人やその家族が安心して外出できる体制づくりに努めなければならない。

## 考え方

- ◇認知症の人やその家族が気軽に相談できる、医療・介護での体制を整備するとともに、認知症の人は同じ思いを持った人との交流により自らが楽しめる場所として、家族は分かり合える人と出会える場として、地域住民は交流の場や認知症への理解を深める場として有効であることから、お互いの理解を深める場として促進を目指します。
- ◇本人やその家族が安心して生活を続けるためには、本人の認知症の状態に合った医療・介護の提供、家族の介護状況や容態の変化に応じた対応が求められます。そのため、その人に合った適切な医療と介護の提供ができるよう連携体制をさらに推進します。
- ◇普段からかかわりのあるかかりつけ医や薬剤師等、医療に携わる関係者が、認知症に早期に気づき、対応できるための連携や支援体制を構築する研修、場づくりを推進します。
- ◇情報システム GPS を活用した見守りや、SOS ネットワークを活用した、事業所等へのサポーター養成講座の実施など、情報システムと地域で見守る体制を支援します。